
消防法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

○改正のポイント

消防法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三八四号）（総務省）

消防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九八号）の一部の施行期日は平成十五年一月一日とすることとしている。

○政令第三百八十四号（平成十三年十二月五日）（総務省）

消防法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、消防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九八号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十五年一月一日とする。

附 則
(施行期日)

1 この政令は、消防法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 市町村は、この政令が施行された場合において改正後の消防法施行令第五条から第五条の五まで又はこれらの規定に基づく総務省令に定める基準に適合しないこととなる条例の規定を当該基準に従って改正するときは、条例で、その改正に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

消防法の一部を改正する政令

○改正のポイント

消防法の一部を改正する政令（政令第三八五号）（総務省）

- 1 対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例の制定に関する基準を定めることとしている。(第五条関係)
- 2 対象火気器具等の取扱に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例の制定に関する基準を定めることとしている。(第五条の二関係)
- 3 1又は2の基準に従って定められるもののほか、条例の規定は、火災の予防に貢献する合理的な規定であることが明らかなものでなければならないこととしている。(第五条の三関係)
- 4 条例には、消防長等が、火気設備等の位置、構造及び管理、火気器具等の取扱並びに周囲の状況から判断して、火気予防上支障がないと認めるときにおける条例の規定の適用の除外に関する規定を定めることとしている。(第五条の四関係)
- 5 市町村は、地方の機構又は風土の特殊性により、1又は2の基準に従って定められる条例の規定によっては火災の予防の目的を十分に達しがたいと認めるときは、当該1又は2の基準に従わないことができることとしている。(第五条の五関係)
- 6 この政令は、一部の規定を除き、消防法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年一月一日）から施行することとしている。

○政令第三百八十五号（平成十三年十二月五日）（総務省）

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条及び消防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九八号）附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の五」に改める。

<http://www.kankyonews.com>

第五条を次のように改める。

(対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準)

第五条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそわのある設備であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気設備等」という。）の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る法第九条の規定に基づく条例の制定に関する基準（以下この章において「条例制定基準」という。）は、次のとおりとする。

- 一 対象火気設備等は、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、建築物その他の土地に定着する工作物（次条第一項第一号において「建築物等」という。）及び可燃物までの間に、対象火気設備等の種類ごとに総務省令で定める火災予防上安全な距離を保つ位置に設けること。
- 二 対象火気設備等は、可燃物が落下し、又は接触するおそれがなく、かつ、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- 三 対象火気設備等を屋内に設ける場合にあつては、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、総務省令で定める不燃性の床等の上に設けること。
- 四 総務省令で定める消費熱量以上の対象火気設備等を屋内に設ける場合にあつては、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、外部への延焼を防止するための措置が講じられた室に設けること。
- 五 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、不燃材料で造る等防火上有効な措置が講じられた構造とすること。
- 六 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その周囲において火災が発生するおそれが少ないよう防火上有効な措置が講じられた構造とすること。
- 七 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造とすること。
- 八 対象火気設備等の燃料タンク及び配管は、総務省令で定めるところにより、燃料の漏れを防止し、かつ、異物を除去する措置が講じられた構造とすること。
- 九 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その風道、燃料タンク等について、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が論じられた構造とすること。
- 十 対象火気設備等には、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その内部の温度又は蒸気圧が過度に上昇した場合その他当該対象火気設備等の使用に際し異常が生じた場合において安全を確保するために必要な装置を設けるこ

と。

- 十一 対象火気設備等については、必要な点検及び整備を行い、その周囲の整理及び清掃に努める等適切な管理を行うこと。
- 2 前項に規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準については、対象火気設備等の種類ごとに総務省令で定める。
- 3 火を使用する設備以外の対象火気設備等であつて、その機能、構造等により第一項に定める条例制定基準によることが適当でない認められるものについては、当該条例制定基準に関して、当該対象火気設備等の種類ごとに総務省令で特例を定めることができる。
第一章中第五条の次に次の四条を加える。
(対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準)
第五条の二 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気器具等」という。）の取扱いに関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準は、次のとおりとする。
 - 一 対象火気器具等は、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、建築物等及び可燃物との間に、対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに総務省令で定める火災予防上安全な距離を保つこと。
 - 二 対象火気器具等は、振動又は衝撃により、容易に可燃物が落下し、又は接触するおそれがなく、かつ、可燃性の蒸気又は可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。
 - 三 対象火気器具等は、振動又は衝撃により、容易に転倒し、又は落下するおそれのない状態で使用すること。
 - 四 対象火気器具等を屋内で使用する場合にあつては、総務省令で定める不燃性の床、台等の上で使用すること。
 - 五 対象火気器具等については、その周囲の整理及び清掃に努める等適切な管理を行うこと。
- 2 前項に規定するもののほか、対象火気器具等の取扱いに関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準については、対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに総務省令で定める。
- 3 火を使用する器具以外の対象火気器具等であつて、その機能、構造等により第一項に定める条例制定基準によることが適当でない認められるものについては、当該条例制定基準に関して、当該対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに総務省令で特例を定めることができる。

(その他の火災の予防のために必要な事項に関する条例の基準)

第五条の三 前二条又はこれらの規定に基づく総務省令に定める条例制定基準に従って定められるもののほか、法第九条に基づく条例の規定は、火災への予防に貢献する合理的なものであることが明らかでないものでなければならないものとする。

(条例の規定の適用除外に関する条例の基準)

第五条の四 法第九条の規定に基づく条例には、対象火気設備等又は対象火気器具等について、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が、予想しない特殊の設備又は器具を用いることにより第五条若しくは第五条の二又はこれらの規定に基づく総務省令に定める条例制定基準に従って定められた条例の規定による場合と同等以上の安全性を確保することができることを認めるとき、その他当該対象火気設備等の位置、構造及び管理又は当該対象火気器具等の取扱い並びに周囲の状況から判断して、火災予防上支障がないと認めるときにおける当該条例の規定の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

(基準の特例に関する条例の基準)

第五条の五 市町村は、法第九条の規定に基づく条例を定める場合において、その地方の気候又は風土の特殊性により、第五条若しくは第五各の二又はこれらの規定に基づく総務省令に定める条例制定基準に従って定められた条例の規定によつては火災の予防の目的を十分に達し難いと認めるときは、当該条例制定基準に従わないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、消防法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、交付の日から施行する。

(経過措置)

- 2 市町村は、この政令が施行された場合において改正後の消防法施行令第五条から第五条の五まで又はこれらの規定に基づく総務省令に定める基準に適合しないこととなる条例の規定を当該基準に従って改正するときは、条例で、その改正に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置を定めることができる。